

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に横浜市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(横浜市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

横浜市長

印

問合せ先

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に横浜市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(横浜市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

横浜市長

印

問合せ先

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に横浜市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(横浜市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

横浜市長

印

問合せ先

特別徴収義務者名	様
----------	---

所得	給与収入				主たる給与以外の所得区	営業等	農業	不動産	利当	配与	給雑	課税・一時	
	給与所得(所得金額調整控除後)												
	その他の所得計												
総所得金額①													

所得控除	雑損				障・寡・ひ・勤							
	医療費				配偶者							
	社会保険料				配偶者特別							
	小規模企業共済				扶養							
	生命保険料				特定親族特別							
地震保険料				基礎								
								所得控除合計②				

課税標準	総所得③			
	山林所得			
	分離短期譲渡			
	分離長期譲渡			
	株式等の譲渡			
上場株式等の配当等				
先物取引				

控除	控老	扶養親族該当区分					特	本人該当区分				繰越損失
	特同老16歳未満	その他	同特他	未成年者	特他寡ひとり親	勤労学生						
配配	定老人											

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所得	給与収入				主たる給与以外の所得区	営業等	農業	不動産	利当	配与	給雑	課税・一時
	給与所得(所得金額調整控除後)											
	その他の所得計											
総所得金額①												

所得控除	雑損				障・寡・ひ・勤						
	医療費				配偶者						
	社会保険料				配偶者特別						
	小規模企業共済				扶養						
	生命保険料				特定親族特別						
地震保険料				基礎							
								所得控除合計②			

課税標準	総所得③			
	山林所得			
	分離短期譲渡			
	分離長期譲渡			
	株式等の譲渡			
上場株式等の配当等				
先物取引				

控除	控老	扶養親族該当区分					特	本人該当区分				繰越損失
	特同老16歳未満	その他	同特他	未成年者	特他寡ひとり親	勤労学生						
配配	定老人											

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所得	給与収入				主たる給与以外の所得区	営業等	農業	不動産	利当	配与	給雑	課税・一時
	給与所得(所得金額調整控除後)											
	その他の所得計											
総所得金額①												

所得控除	雑損				障・寡・ひ・勤						
	医療費				配偶者						
	社会保険料				配偶者特別						
	小規模企業共済				扶養						
	生命保険料				特定親族特別						
地震保険料				基礎							
								所得控除合計②			

課税標準	総所得③			
	山林所得			
	分離短期譲渡			
	分離長期譲渡			
	株式等の譲渡			
上場株式等の配当等				
先物取引				

控除	控老	扶養親族該当区分					特	本人該当区分				繰越損失
	特同老16歳未満	その他	同特他	未成年者	特他寡ひとり親	勤労学生						
配配	定老人											

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

税額控除前所得割額④				納付額
税額控除額⑤				6月分
所得割額⑥				7月分
均等割額⑦				8月分
税額控除前所得割額④				9月分
税額控除額⑤				10月分
所得割額⑥				11月分
均等割額⑦				12月分
森林環境税額⑧				1月分
特別徴収税額⑨				2月分
控除不足額⑩				3月分
既充当・既委託納付額⑪				4月分
既納付額⑫				5月分
差引納付額(⑨－⑫－⑩、⑪)				
変更前税額⑬				
増減額(⑨－⑬)				
変更月				月

税額控除前所得割額④				納付額
税額控除額⑤				6月分
所得割額⑥				7月分
均等割額⑦				8月分
税額控除前所得割額④				9月分
税額控除額⑤				10月分
所得割額⑥				11月分
均等割額⑦				12月分
森林環境税額⑧				1月分
特別徴収税額⑨				2月分
控除不足額⑩				3月分
既充当・既委託納付額⑪				4月分
既納付額⑫				5月分
差引納付額(⑨－⑫－⑩、⑪)				
変更前税額⑬				
増減額(⑨－⑬)				
変更月				月

税額控除前所得割額④				納付額
税額控除額⑤				6月分
所得割額⑥				7月分
均等割額⑦				8月分
税額控除前所得割額④				9月分
税額控除額⑤				10月分
所得割額⑥				11月分
均等割額⑦				12月分
森林環境税額⑧				1月分
特別徴収税額⑨				2月分
控除不足額⑩				3月分
既充当・既委託納付額⑪				4月分
既納付額⑫				5月分
差引納付額(⑨－⑫－⑩、⑪)				
変更前税額⑬				
増減額(⑨－⑬)				
変更月				月